

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

日本では、急速な高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症等）、脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）及び糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。また、少子化や核家族化の進展により、育児に不安を抱え孤立する親の増加、児童虐待等が社会問題として顕在化しており、親と子の心とからだの健康づくりに対する課題への対応が求められています。

こうした社会の変化に対応し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会にするため、国は、平成12年に国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「健康日本21」という。）を策定、現在は、平成24年7月に策定された「健康日本21（第2次）」に引き継がれています。

計画では、健康寿命<sup>\*</sup>の延伸を目的とし、10年後の日本の目指す姿を「すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」とし、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の5つが基本的方向として提案されています。

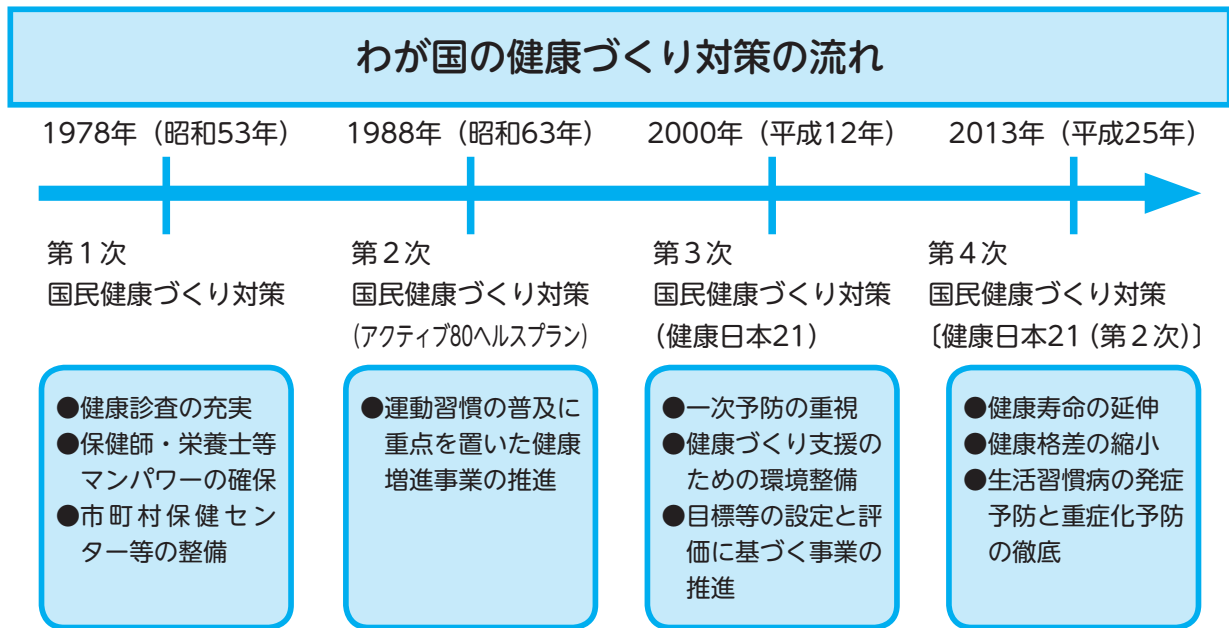
平成30年に出された中間報告では、5つの基本的方向に基づき計画全体としての前進は認められるものの、個別の目標項目においては改善が十分でないもの、悪化しているものがあり、目標の全てが順調に改善しているわけではないことから、今後、国、都道府県、市区町村、保険者、保健医療関係団体、産業界といった関係者が総力を上げ、健康増進に向けた対策を充実強化し、一人一人が自らの健康課題に取り組むことが可能な社会環境の整備をより一層推進することが重要とされています。

また、佐賀県においては、第2次佐賀県健康プランが推進されており、平成30年に行われた中間評価により、①糖尿病対策、②栄養・食生活改善対策、③身体活動・運動の推進、④たばこ対策、⑤働き盛り世代への対策の5つの重点項目が設定されています。

本市においてはこれまで、「佐賀市健康づくり計画（いきいきさがし21）」及び「佐賀市母子保健計画（すこやか親子計画）」（第2次計画策定時に統合）に基づき、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防・重症化予防、妊産婦・乳幼児への切れ目ない保健対策等、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの推進を図ってきたところです。

さらに、平成30年には「佐賀市国民健康保険第2期保健事業計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画」を策定し、データ分析に基づく個々に合わせたより細やかな対策を進めることとしています。また、同じく平成30年度に策定した「佐賀市自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない佐賀市の実現を目指し、庁内横断的に、関係機関とも連携を取りながら取り組むこととしております。

本計画は、国・県の計画の視点を取り入れ、本市の他の計画とも整合性を図りつつ、市民の生涯を通じた健康づくりのための計画として策定するものです。



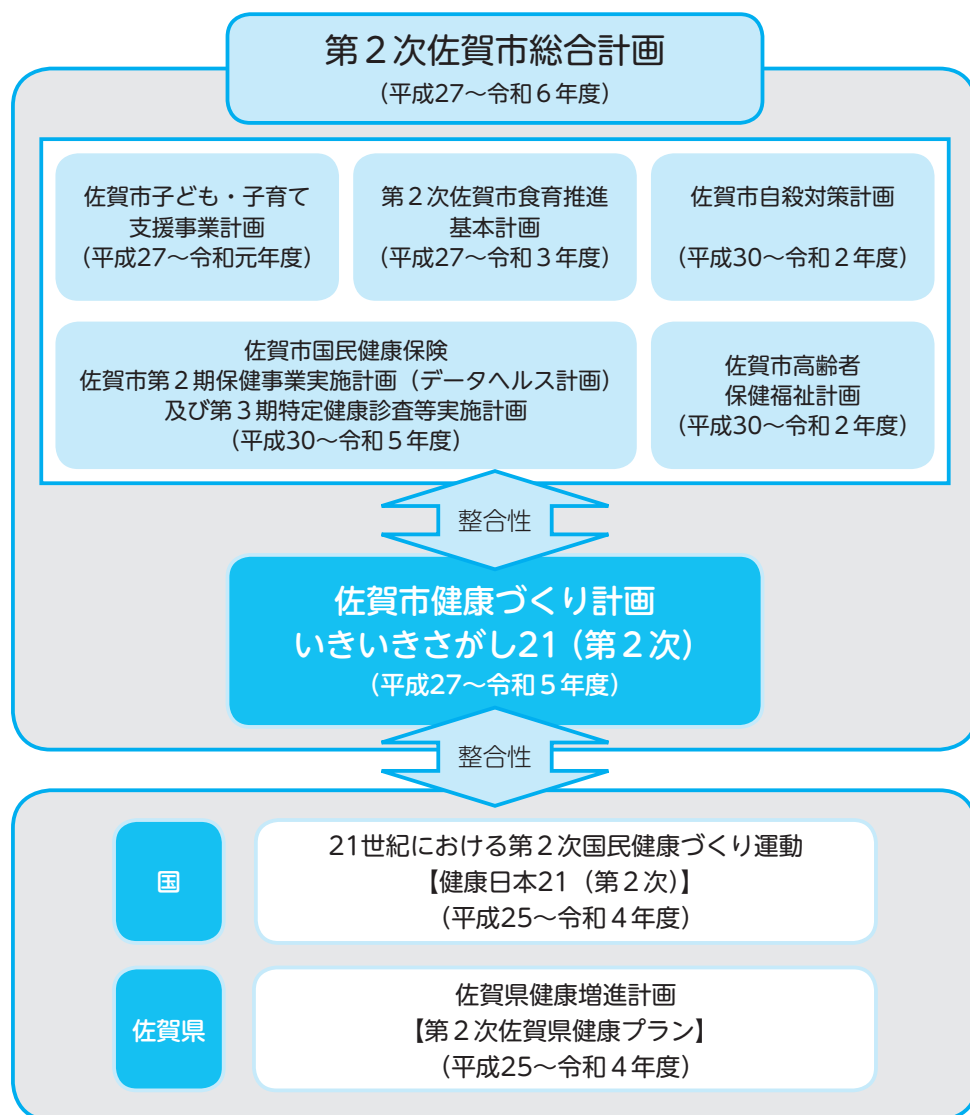
## 2 計画策定の目的

本計画は、市政の基本方針を定めた「第2次佐賀市総合計画」の基本方向に沿った施策「健康づくりの推進」のための計画と位置づけ、市民の生活習慣の改善及び環境整備等を図ることで、健康寿命を延伸することを目的とします。

## 3 計画の位置付け

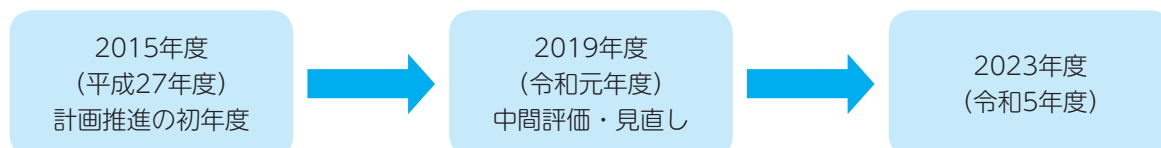
本計画は、健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」です。本市の健康づくり施策に関する基本的な考え方について定めるものであり、「第2次佐賀市総合計画」の方針に沿った健康づくりに関する個別計画として、また「第2次佐賀県健康プラン (佐賀県健康増進計画)」や国の「健康日本21 (第2次)」の基本的方向性を踏まえ、市民の生涯を通じた健康づくりのための計画とします。

さらに、本市において策定している「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次佐賀市食育推進基本計画」、「佐賀市第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 及び第3期特定健康診査等実施計画」、「佐賀市高齢者保健福祉計画」、「佐賀市自殺対策計画」等とも整合性を図ったものとします。



## 4 計画の期間

本計画は、国の「健康日本21(第2次)」等との整合を図り、計画期間を平成27年度から令和5年度までの9年間とします。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、中間年度である令和元年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとします。



## 5 計画の基本的方向

急激な少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、個々人の生活習慣の改善に加え社会環境の改善を図るとともに、前計画の理念を踏まえて、以下を計画の理念とします。

全ての市民が共に支え合い、  
健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

そのための基本的方向として、①健康寿命の延伸、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を図るための計画を策定します。

